

諏訪市議会ハラスメント根絶及び防止条例(案)パブリックコメントを実施します。

1 計画・条例(案)の趣旨

令和6年度に実施しました市議会議員「ハラスメント研修」において、当市議会においても議員間、職員に対するハラスメント事例が複数挙げられたことに伴い、同年12月に諏訪市役所正規職員に対し「諏訪市議会議員ハラスメントアンケート」を実施したところ、38件ものハラスメント行為が確認されました。ハラスメント行為は相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であることを再認識し、諏訪市議会として、これまでの行いを深く反省するとともに、二度とこの様な行為を行うことなく、議員が全ての市民や職員の人格を尊重し相互の信頼を深め、市民のために快適に働く環境を構築するため「諏訪市議会ハラスメント根絶及び防止条例を制定します。

2 意見等の募集期間

令和8年1月19日(月)～令和8年2月13日(金)

(郵送の場合は、2月13日(金)消印有効)

3 提出先・提出方法

住所・氏名・連絡先を必ず記入の上、以下の方法で提出して下さい。

郵送 : 〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所 議会事務局あて
(封筒に「パブリックコメント在中」と朱書きで明記して下さい。)

ファックス : 0266-53-0261

電子メール : suwashigikai@city.suwa.lg.jp

持参 : 諏訪市役所 議会棟2階 議会事務局

※専用の意見用紙がございますので、ぜひご利用ください。

4 資料等の閲覧方法・場所

- ・諏訪市役所 議会棟2階 議会事務局
- ・諏訪市ホームページ
- ・豊田、四賀、中洲及び湖南の各公民館並びに市役所掲示板
- ・諏訪市役所1階ロビー情報コーナー

5 問い合わせ先

諏訪市役所 議会事務局 庶務係

電話 : 0266-52-4141 (内線521・537)

電子メール : suwashigikai@city.suwa.lg.jp